

## 山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第1回）次第

日 時 平成22年9月17日（金）  
午前10時00分～  
場 所 本館2階特別会議室

### 1 開 会

### 2 開会あいさつ

### 3 廃棄物部会長あいさつ

### 4 議 事

#### 1) 第2次山梨県廃棄物総合計画の論点整理について

- ・ 第2次山梨県廃棄物総合計画の策定について
- ・ 廃棄物に係る現状と課題について
- ・ 第2次山梨県廃棄物総合計画の主な論点について
- ・ 第2次山梨県廃棄物総合計画の構成と整理方針について

#### 2) その他

### 4 閉 会

# 山梨県環境保全審議会廃棄物部会委員名簿

(敬称略)

職	氏名	所属等
部会長	かねこ ひでひろ 金子 栄廣	山梨大学大学院医学工学総合研究部教授
委員	あしさわ きみこ 芦澤 公子	NPO法人みどりの学校理事長
委員	いいば 飯窪 さかえ	山梨県女性団体協議会長
委員	いしい みちお 石井 迪男	(株)サン・グローバル総合研究所顧問
委員	なかむら ふみお 中村 文雄	山梨大学名誉教授
委員	たけこし ひさたか 竹越 久高	山梨県市長会理事
専門委員	おざわ のりお 小沢 典夫	山梨県立大学国際政策学部教授
専門委員	しらかわ けいこ 白川 恵子	生活協同組合パルシステム山梨理事長
専門委員	ながい ひろこ 永井 寛子	NPO法人スペース・ふう理事長
専門委員	ふるや とおる 古屋 とおる	山梨県産業廃棄物協会顧問
専門委員	もり 森 ともかず 森 智和	山梨県環境科学研究所環境資源学研究室室長

平成22年8月11日現在 (計11名)

## 第2次廃棄物総合計画の策定について

### 1 目的

県では平成17年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年2月に山梨県廃棄物総合計画を策定した。

この計画では、平成15年度を基準年とし、平成18年度から平成22年度までの5年間に廃棄物の排出量を一般廃棄物は10.3%、産業廃棄物は18.8%それぞれ削減すること等の数値目標を掲げており、こうした目標を達成していくため、県民、事業者、行政が取り組むべき具体的な行動目標を定め、廃棄物等の発生抑制などに向けた取り組みを強化していくこととしたものである。

こうした中、環境に対する意識の高揚や各主体のリサイクルの推進などの取り組みにより、ごみ排出量などは減少傾向にあるが、平成22年度は計画期間の最終年度となるため、現行の「山梨県廃棄物総合計画」を見直し、引き続き、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年度から平成27年度の5年間を計画期間とした「第2次山梨県廃棄物総合計画」を策定する。

### 2 計画の位置づけ

生活環境の保全に関する条例第61条に規定する「廃棄物総合計画」であるとともに、併せて廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定する「廃棄物処理計画」である。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画の期間

平成23年度から27年度まで（5年間）

#### (2) 廃棄物の現状と課題

- ①一般廃棄物 ②産業廃棄物 ③廃棄物不法投棄対策

### (3) 計画の目標

- 1) 一般廃棄物、産業廃棄物
  - ・排出量・再生利用量（率）・減量化量（率）・最終処分量（率）
  - ・数値目標は平成20年度を基準年とし平成27年度を目標年とする。
- 2) 県民、事業者、行政の取り組むべき事項、目標

### (4) 施策

各主体（事業者、県民、行政）ごとに、廃棄物の発生抑制等を推進するための役割と取り組むべき事項について現施策を見直すとともに、目標に向けて新たな施策を記載

### (5) 計画の推進方策

毎年度、環境保全審議会に計画の進捗状況を報告する中で、計画の進行管理を行う。

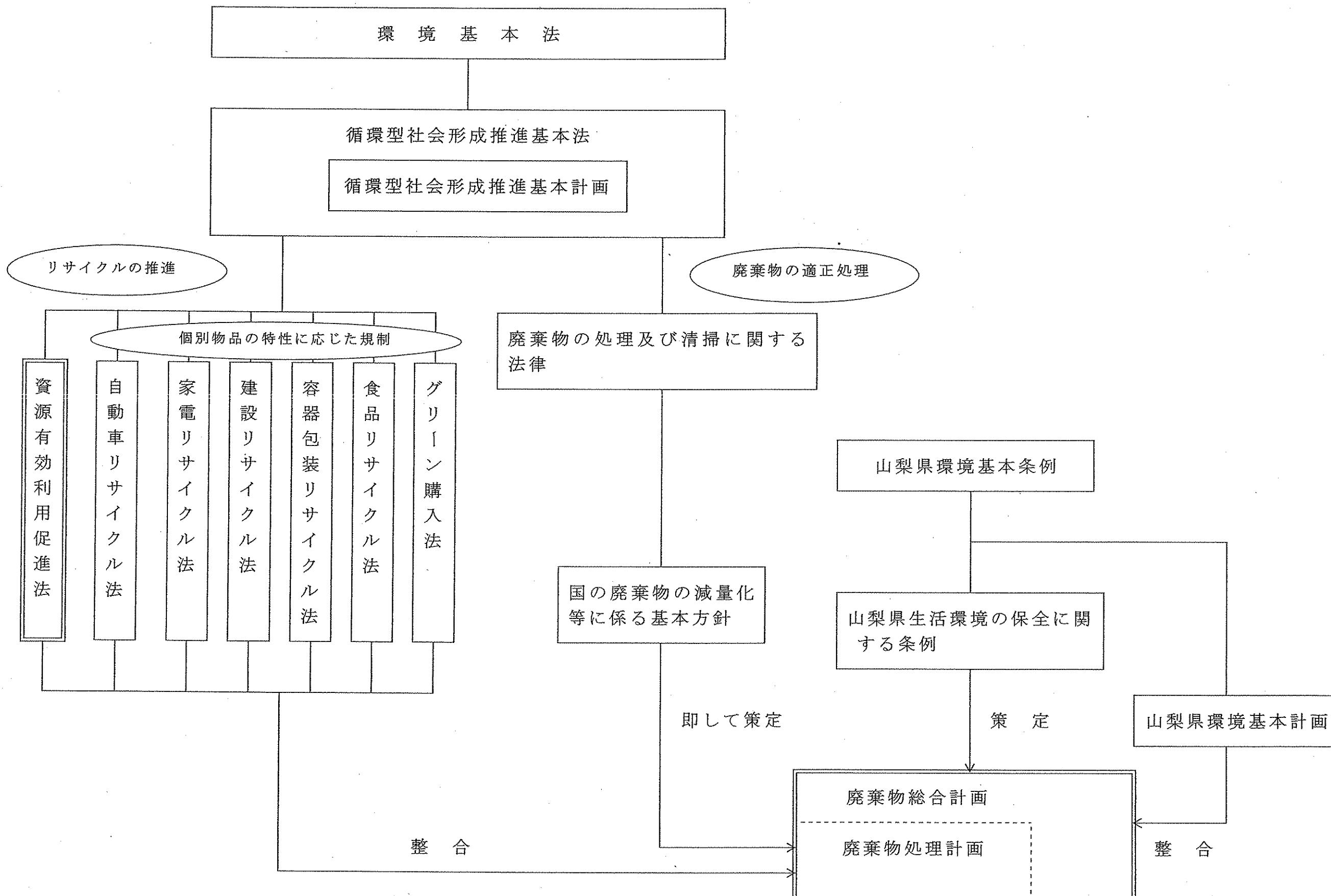
### 4 策定方法

環境保全審議会（廃棄物部会）に付議するとともに、事業者団体、市町村の意見を聞く中で素案を作成し、パブリックコメントを行った上で策定する。

### 5 策定スケジュール

時 期	内 容
平成22年～9月 9月	現計画の評価、論点整理 第1回廃棄物部会（論点整理） 市町村等への意見照会
11月下旬	第2回廃棄物部会（素案作成に向けての論点整理）
平成23年 2月 ～3月 5月 7月	第3回廃棄物部会（素案審議） 環境保全審議会 計画素案の作成 素案パブリックコメント 第4回廃棄物部会（計画案審議） 環境保全審議会
7月～	計画の策定・公表

## 廃棄物総合計画と法令、行政計画等との関連図



## 【資料3】

### 廃棄物処理の現状について

#### 【現状】

##### ○一般廃棄物

排出量はH18までは横ばい状況であり、H19 H20は減少している。このことに伴い、減量化量、最終処分量も減少している。再生利用量は基準年とほぼ同量である。

排出量について、H18までは横ばい状態であるが、これはH13.4月から野焼き処理が禁止となったことやH14.12月から小型焼却炉の設置基準が厳しくなり、その後指導が強化されるとともに、H17からH18にかけて市町村の合併が進んだことにより、小規模町村において自家処理されていたものが市の収集処理にシフトしたことなどが主な原因である。

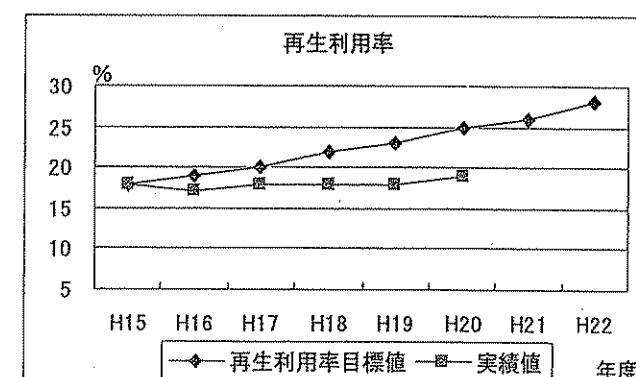
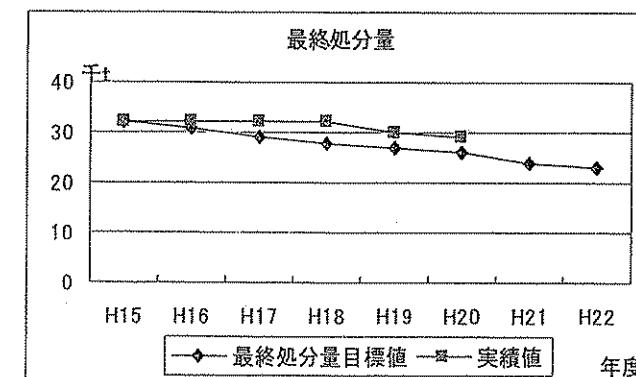
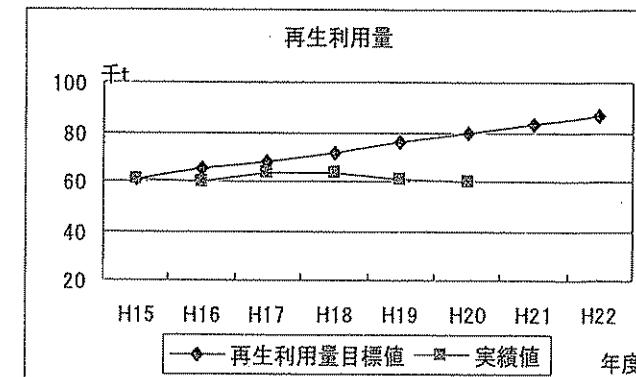
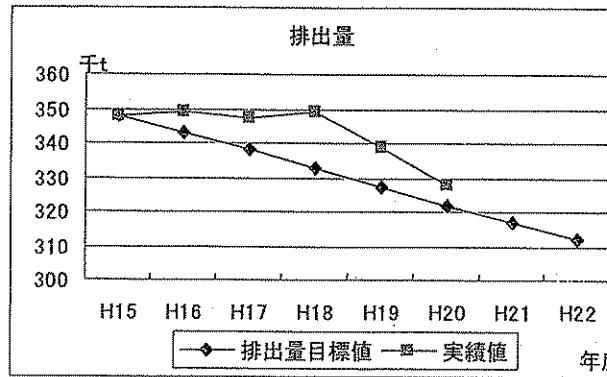
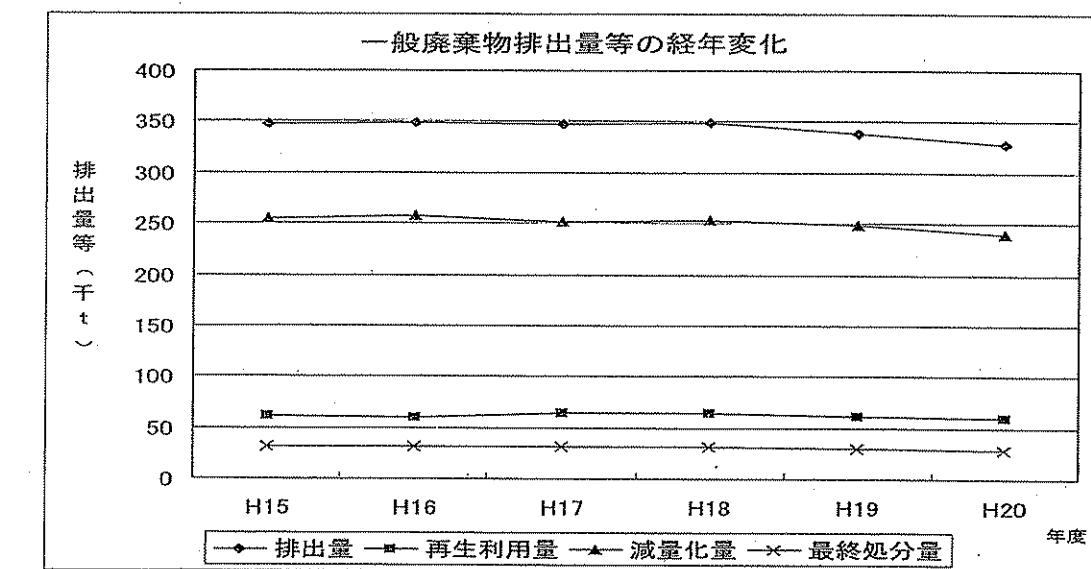
一方、H15からH20にかけて、多くの市町村が指定ごみ袋制度を導入したこと、H19.4月の改正容器包装リサイクル法の施行を機にレジ袋削減等の事業者の自主的な取組みに加え、H20.6月末全県下の協定参加事業者でレジ袋の無料配布が中止されたこと、また、食品リサイクル法の施行により、H17に県内の飲食店やホテルなどで生ごみ処理機の導入が広がり、排出ごみの40~50%を占める生ごみの削減が進んだことにより、H19以降は排出量が減少している。

再生利用量については、分別収集品目の増加やリサイクルステーションの増設など、市町村の取組みが進む一方、排出量の減少等により再生利用量は横ばい状態である。

最終処分量については、リサイクルの推進、焼却灰の資源化などの取組みが行われているものの、資源ごみの分別の不徹底や焼却灰を資源化したもののが活用できなかつたために、最終処分量は減少していない状態である。

し尿処理については、下水道への接続や単独浄化槽から合併浄化槽への転換などにより、水洗化人口が増加している。水洗化のうち下水道から排出される下水道以外から排出される浄化槽汚泥や非水洗化のうち計画収集されるし尿については、し尿処理施設において衛生的に処理されている。

項目	基準年 平成15年度 構成 (%)	実績						年次目標 平成20年度 構成 (%)	目標年 平成22年度 構成 (%)							
		平成16年度 構成 (%)		平成17年度 構成 (%)		平成18年度 構成 (%)										
		排出量	348	100	349	100	347	100	349	100	339	100	328	100	322	100
再生利用量	61	17	60	17	64	19	64	18	61	18	60	18	80	25	87	28
減量化量	255	74	257	74	251	72	253	73	248	73	239	73	217	67	202	65
最終処分量	32	9	32	9	32	9	32	9	30	9	29	9	26	8	23	7



## ○ 産業廃棄物

産業廃棄物については、基準年と比較すると排出量は減少しており、このことに伴い、再生利用量、減量化量、最終処分量も減少している。

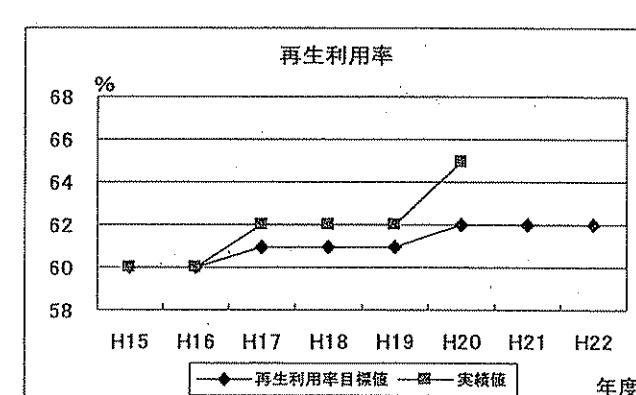
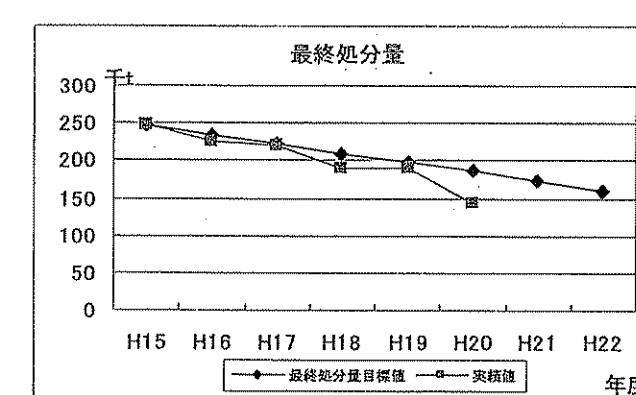
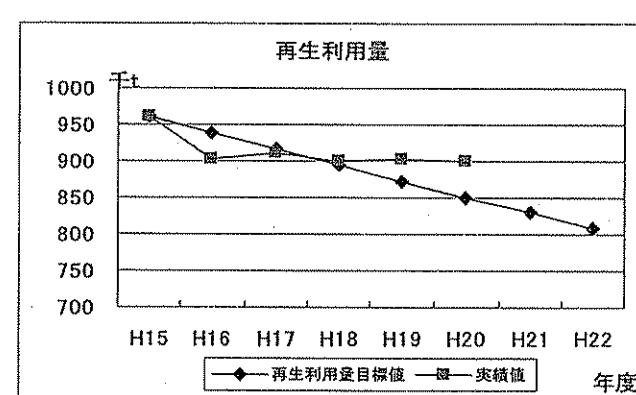
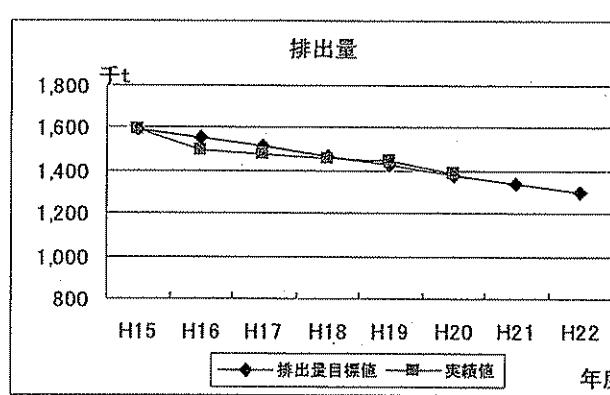
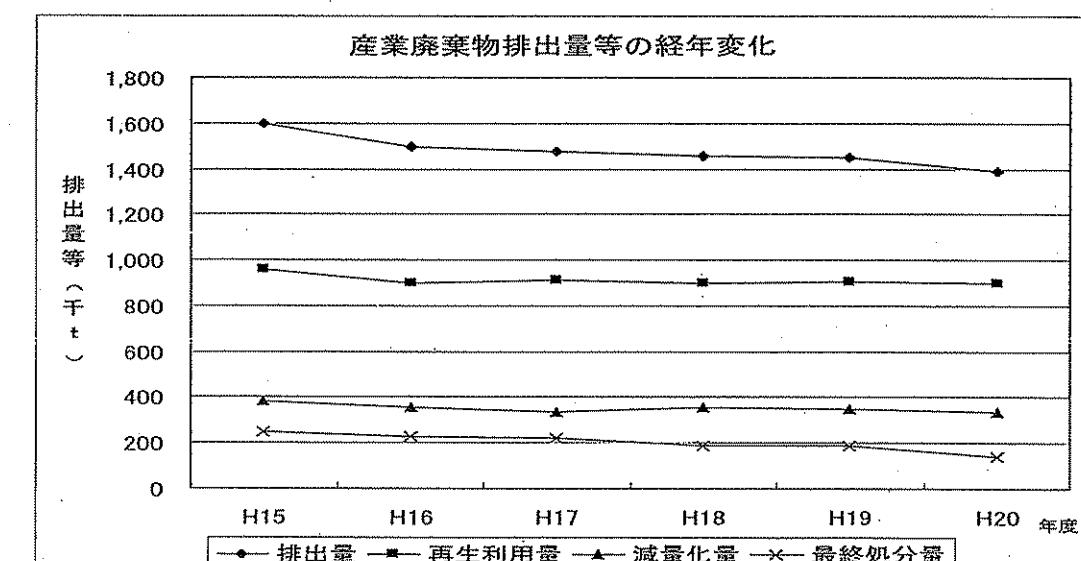
排出量については、建設業が近年の経済状況や国や県の公共事業費の段階的縮減による建設工事自体の減少により、排出量は減少しており年次目標に近い数値で推移している。

再生利用量については、排出量が減少していることにより減少傾向にあるが、再生利用率については、再生材の公共事業での積極的な活用や排出事業者及び処理業者の3Rへの取組み意識の向上により増加している。

最終処分量については、建設業での建設リサイクル法による再生利用の取組みや、農業での堆肥化による再生利用の増加により、目標を上回った削減が進んでいる。

項目	基準年		実績						年次目標		目標年					
	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度					
	構成 (%)	構成 (%)														
排出量	1,598 (2,000)	100	1,495 (1,921)	100	1,476 (1,913)	100	1,455 (1,895)	100	1,450 (1,891)	100	1,391 (1,841)	100	1,383 (2,215)	100	1,297 (2,302)	100
再生利用量	960 (993)	60 (50)	903 (936)	60 (49)	912 (948)	62 (50)	901 (932)	62 (49)	904 (942)	62 (50)	900 (927)	65 (50)	851 (941)	62 (43)	808 (921)	62 (40)
減量化量	382 (751)	24 (38)	358 (750)	24 (39)	336 (738)	23 (39)	358 (767)	25 (40)	347 (750)	24 (40)	339 (762)	24 (41)	338 (1,080)	24 (49)	321 (1,213)	26 (53)
最終処分量	247 (247)	15 (12)	226 (226)	15 (12)	219 (219)	15 (11)	190 (190)	13 (10)	190 (190)	13 (10)	144 (144)	10 (8)	186 (186)	13 (8)	161 (161)	12 (7)
その他	8	1	8	1	9	1	6	0	9	1	8	1	8	1	7	0

\* ( )内は、下水道汚泥を含む値



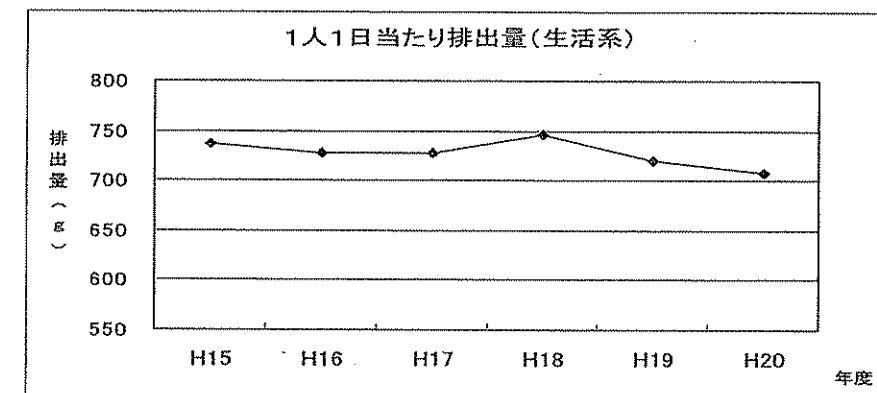
## ○ 各主体の状況

### ① 県民

1人1日当たりの生活系ごみの排出量は、H17からH18にかけて市町村の合併を機にごみ処理への指導が強化され、小規模町村において自家処理されていたものが市による収集処理に出されるようになるなど、市町村の排出量が増加する一方で人口が減少したことにより、1人1日当たりの生活系ごみの排出量が増加した。

しかし、指定ごみ袋制度の導入や改正容器包装リサイクル法の施行により、発生抑制や減量の取組みが進み、H19 H20は減少している。

項目	基準年	実績					目標年	
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
排出量		737	728	728	746	720	708	663



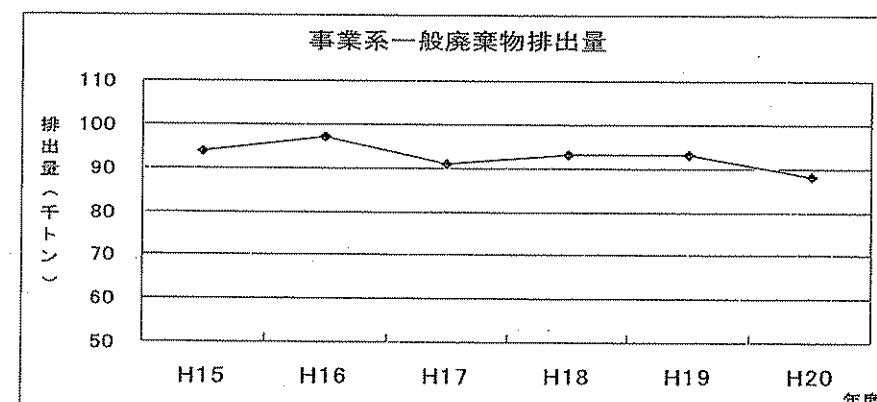
### ② 事業者

事業系一般廃棄物の排出量については、H13.4月から野焼き処理が禁止となったことやH14.12月から事業所の小型焼却炉の焼却設備の基準が厳しくなり使用できなくなったことから、市町村への処理に出されH16までは排出量が増加した。

しかし、食品リサイクル法や改正容器包装リサイクル法の施行により、生ごみ処理機の導入、企業のごみ減量化への取組みの進展、更に、景気低迷による事業活動の低迷と事業者の収入に繋がる資源ごみの減少により、事業系一般廃棄物の排出量は減少している。

産業廃棄物の排出量については減少傾向にある。(前ページ産業廃棄物の項目を参照)

項目	基準年	実績						目標年
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
事業系一般廃棄物排出量		94	97	91	93	93	88	75
産業廃棄物排出量(再掲)		1,598	1,495	1,476	1,455	1,450	1,391	1,297



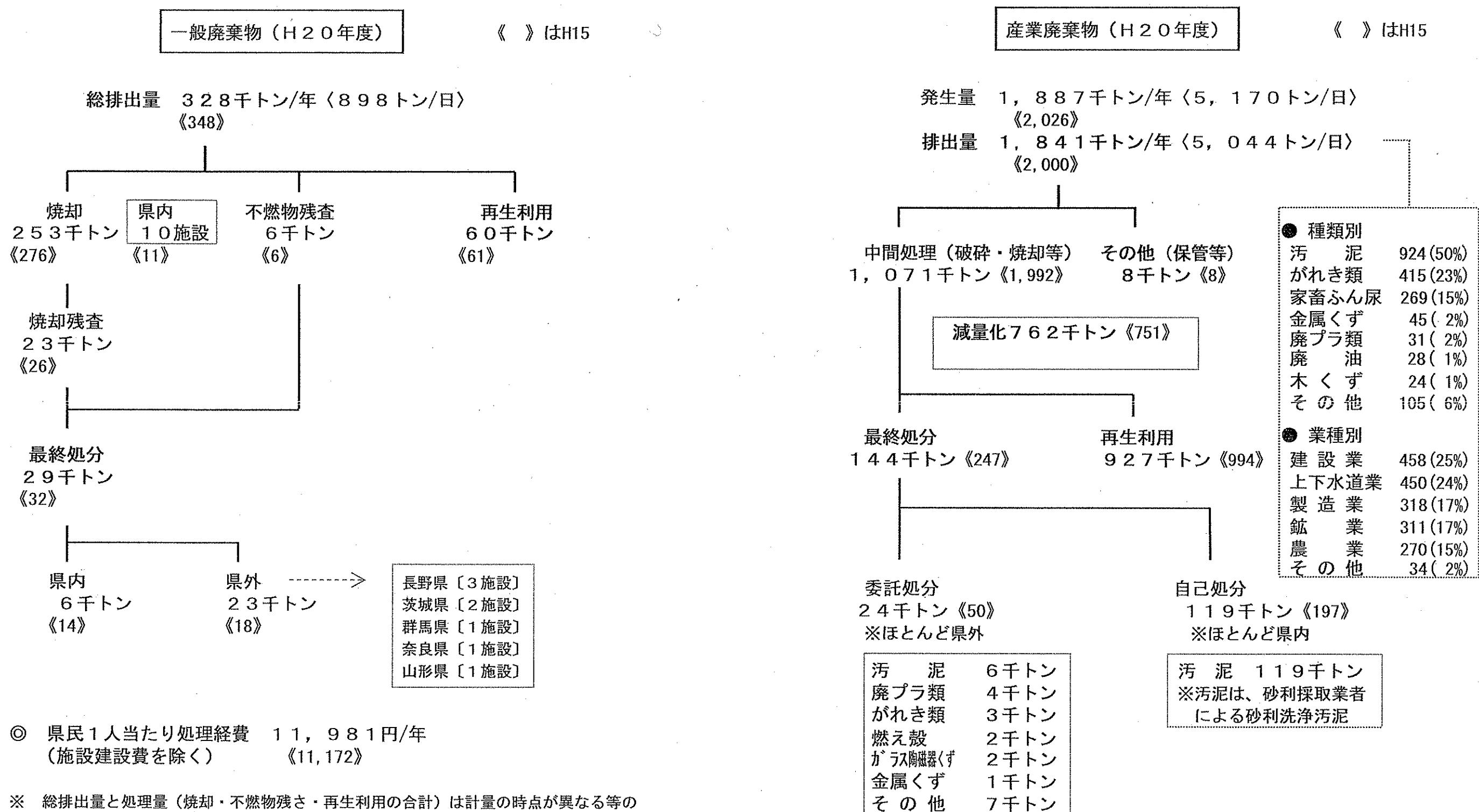
### ③ 市町村

一般廃棄物処理計画の策定については、27市町村のうち策定済みは22市町村である。平成17年度と比較すると策定済み市町村は増加しているが、策定をしていない町村がある。

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標年(H22)
策定済市町村数/全市町村数	18/38	15/28	16/28	19/28	21/28	22/27	27/27
一般廃棄物処理計画策定率(%)	47	54	57	68	75	81	100

【参考資料】

山梨県の廃棄物処理の状況



# 廃棄物処理に係る課題

## I 一般廃棄物の現状と課題

### 1 現状

(1) 総排出量等

	平成15年度		平成20年度		伸び率
総排出量 a	347.9	%	327.8	%	-5.8
収集運搬量 b	309.0	88.8	287.3	87.6	-7.0
直接搬入量 c	22.8	6.6	25.3	7.7	11.1
集団回収量 d	16.2	4.6	15.2	4.7	-5.7

(単位: 千t/年)

ごみの排出量は、平成15年度の348千トンから平成20年度の328千トンへと約6%減少している。  
内訳として市町村が行う収集運搬量が、平成15年度の309千トンから平成20年度には287千トンへと22千トン減少した。  
また、排出量は減少しているが資源化につながる集団回収量は、同水準で推移している。

(参考) 1人1日当たりの排出量

	平成15年度	平成20年度	伸び率
本県	1,073	1,032	-3.8
全国平均	1,163	1,033	-11.2

(単位g/日)

1人1日当たりの排出量は、平成15年度の1,073gから、平成20年度の1,032gへと3.8%(H19-1.3%)、41g(H19-14g)減少した。全国平均では平成15年度から平成20年度にかけて11.2%減少しているが、排出量を全国平均の1,033gと比較すると依然として下回っている。

(2) 1人1日当たりの生活系ごみの排出量

(単位g/日)

	平成15年度	平成20年度	伸び率
本県	737	708	-3.9
全国平均	739	670	-9.3

(収集運搬量+直接搬入量-事業系ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

1人1日当たりの生活系ごみの排出量は、平成15年度の737gから、平成20年度の708gへと3.9%、29g減少(H19 720g -2.3% -17g)した。全国平均では平成15年度から平成20年度にかけて、9.3%、69g減少している。

(3) 種類別収集運搬量の推移

(単位:t/年)

	平成15年度	平成20年度	伸び率		
収集運搬量 b	308,953	%	287,288	%	-7.0
可燃ごみ	255,207	82.6	237,128	82.5	-7.1
不燃ごみ	21,031	6.8	15,663	5.5	-25.5
資源ごみ	25,152	8.1	29,508	10.3	17.3
粗大ごみ	5,550	1.8	3,311	1.2	-40.3
その他	2,013	0.7	1,678	0.5	-16.6

収集ごみに対する分別区分ごとの量は、可燃ごみが237,128トンで収集ごみの82.5%を占めており、平成15年度の255,207トンに比べ7.1%減少している。  
不燃ごみは、15,663トンで平成15年度に比べ25.5%減少、粗大ごみは3,311トンで平成15年度に比べ40.3%減少している。一方、資源ごみの収集量は29,508トン(収集割合10.3%)で平成15年度の25,152トンに比べ17.3%、割合は2ポイント増加し、分別収集による資源化の取り組みが進んできていると考えられる。

(4)ごみ焼却施設におけるごみの種類別組成

ごみの組成種類	平成15年度	平成20年度
	%	%
紙・布類	39.5	41.6
ビニール類	20.9	22.3
木・竹類	4.8	3.4
厨芥類	26.6	24.9
不燃物類	2.5	2.6
その他	5.8	5.2

ごみ焼却施設におけるごみの組成については、紙・布類、ビニール類が増加傾向にあり、木・竹類と厨芥類が減少している。リサイクルできない紙・布類や容器包装資材等が焼却に回されている一方で、生ごみの分別処理が進んでいると考えられる。

(5)生活系、事業系ごみの推移 (単位: t/年)

	平成15年度	平成20年度	伸び率
合計	331,728	%	312,586
生活系	238,115	71.8	224,998
事業系	93,613	28.2	87,588

※集団回収分は除く

収集ごみ(直接搬入含む)の割合を見ると平成15年度に比して、平成20年度は生活系ごみが約0.2ポイント増加、事業系ごみは約0.2ポイント減少しているが、ほぼ同水準で推移している。排出量では生活系ごみが平成15年度に比して、平成20年度は約6%(H19 - 3%)、事業系ごみは約6%(H19 - 1%)減少し、排出削減が進行傾向にある。

(6)廃棄物の処理状況 (単位: t/年)

	平成15年度	平成20年度	伸び率(構成増減)
排出量 a	347,905	%	327,834
再生利用量 (再生利用率)	61,355	17.6	59,666
減量化量	254,384	73.2	239,454
最終処分量	32,166	9.2	28,714

排出量は平成15年度の約348千トンから平成20年度の328千トンへと約6%減少し、排出削減が進んできている。ごみ処理の内訳を見てみると、再生利用率は18.5%に増加、最終処分量は約11%減少し、最終処分率は8.8%となり、焼却等の減量化量も約6%減少した。

再生利用率(リサイクル率) = 資源化量 ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

2 課題

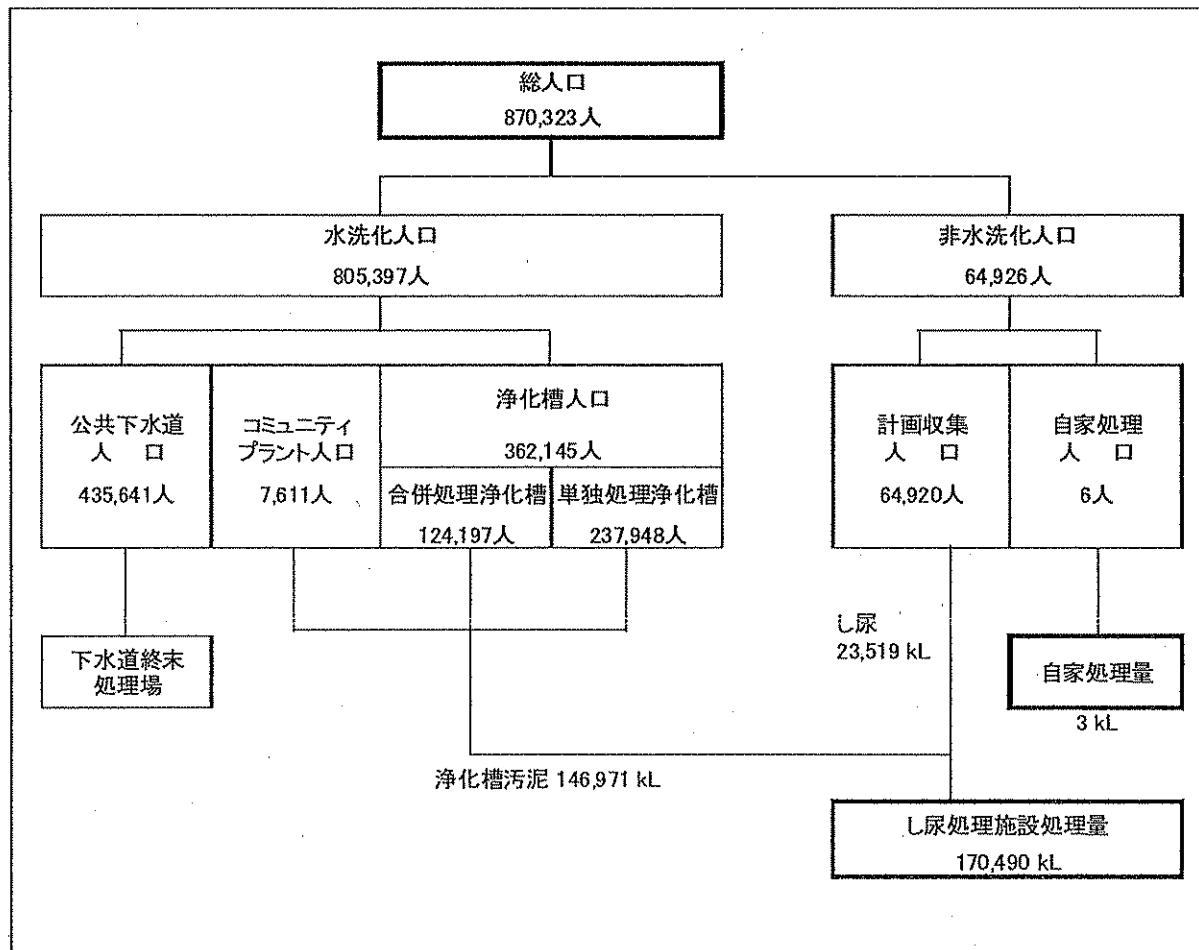
事項	課題
発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの総排出量については、基準年と比較して約6%減少し、目標には届かないものの排出削減が進んできているが、平成22年度までの削減目標は312千t、-10.3%の削減であり目標達成に向け、発生抑制のための取組を継続していくことが必要である。</li> <li>○1人1日当たりの生活系ごみの排出量については、全国平均が-9.3%と減少しているのに対し、本県では-3.9%の減少であり、平成22年度までの削減目標-10%に向けては、まだ乖離がある。</li> <li>○事業系ごみの排出量は平成16年度をピークに、ここ数年はほぼ横ばい状況にあったが、基準年に対し平成20年度は6.4%の減少となり、排出量の減少傾向が現れてきている。しかし、平成22年度までに20%削減する目標に比べ削減が遅れている。</li> <li>こうした状況から今後主に次のことについて取組みを進めていく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活系ごみについては、各家庭や市町村が従前から進めてきた排出削減のための取り組みを一層推進するとともに、ごみになる物の購入を控えることや、過剰包装の商品を減らすこと、またそうした取り組みを推進していく仕組みづくりなど、県民、事業者、行政が連携した発生抑制のための取り組みの強化。</li> <li>・未分別での排出を防止と資源化可能物の分別の徹底を図る必要がある。</li> <li>・分別回収や資源化などの取り組みに加え、ごみ処理の有料化など、減量やリサイクルなど排出削減への効果的な手法の検討・導入</li> <li>・マイバッグやマイはし、マイボトル、リユースびんなどの利用を推進し、ごみの発生抑制を図る必要がある。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系ごみについては、事業者による生産体制や流通過程の見直しにより、排出抑制やリサイクルの推進に努める必要がある。</li> <li>平成19年に策定した「事業系一般廃棄物減量化指針」等に基づき、事業者の取組みを促すとともに、多量排出者については処理計画及び実績報告の提出を義務付け、処理計画等に基づいた減量指導を実施していくことが必要である。</li> </ul>
再生利用	<p>○再生利用率は増加しているが、全国平均（20.3%）を下回る状況にあり、再生利用率向上のため、県民・事業者・行政が一体となったより一層の取り組みを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙・プラスチック製容器等、リサイクル可能な素材の可燃ごみへの混入など分別の不徹底や、それに伴う市町村の回収コストが負担となっていることから、住民に正しい知識を身につけてもらうため、市町村による広報・回覧物での周知や、分別説明会等により指導、啓発を継続していく必要がある。</li> <li>容器包装リサイクル法に基づく分別収集対象品目の拡充により、回収物の一層の資源化を促進していく必要がある</li> <li>リサイクルについての県民意識は今後も高まることが想定されるので、県民の実践活動を促進していくため、市町村における分別収集の実施拡大等を推進するとともに収集品目の追加検討、リサイクルステーション等の拠点回収場所の設置・増設など、リサイクルに向けた環境整備を進めることが必要である。</li> <li>住民の協力を拡大していくため、分別収集したプラスチック容器、びん、缶等がどのようにリサイクルされているかの透明性を確保し、住民に対して、どのような製品に再利用されているかを情報提供していく必要がある。</li> <li>市町村におけるリサイクルを更に進めるため、リサイクル施設や生ごみ等の堆肥化処理のための施設整備や民間事業者との連携を推進する。</li> </ul>
減量化	<p>○ごみ処理は、再資源化、中間処理による減量化、最終処分からなり、減量化量は排出量と再資源化量・最終処分量の差として示される。</p> <p>排出量の減少に伴い減量化量も減少してはいるが、平成20年度は239千トンであり、目標の202千トンを上回っている。減量化量が目標ほど減少しないのは、再生利用と最終処分量の削減が目標に比べ進んでいないため、減量化量も目標に比べ多い状況にある。このため今後も次のとおり取り組みを進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの排出量を減らすため発生抑制に取り組むとともに、再資源化を一層推進することにより、中間処理量を削減していく必要がある。</li> <li>施設の改修や老朽化による維持管理の増加により、ごみ処理経費の増大が懸念されている現状を踏まえ、排出量の抑制や資源化とともに、施設の適正な維持管理体制の確立を図って行く必要がある。また施設の整備や改修に当たっては、廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用を行うことにより地球温暖化防止対策に努めすることが必要である。</li> <li>平成20年に策定した「ごみ処理広域化計画」（計画期間 平成20年度～平成29年度）に基づき、市町村の一般廃棄物処理施設の広域的整備と広域処理による減量の効率化・資源化を推進する。</li> </ul>
最終処分	<p>○廃棄物の最終処分量については、減少傾向にあるが、最終処分の大部分を他県に依存している本県にとっては、将来にわたって廃棄物を適正に自県内で処理できるよう最終処分場の確保に努めるとともに、最終処分量の更なる削減を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>焼却灰等を含めた廃棄物を将来にわたって適正に自県内で処理できるよう公共関与による廃棄物最終処分場の整備を推進する。</li> <li>「ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の一般廃棄物処理施設の広域的整備と広域処理による減量化・資源化を推進し、最終処分量の削減を図る。</li> </ul>

## I-2 一般廃棄物（し尿）の現状と課題

### 1 現 状

し尿処理のフロー（平成20年度実績）



平成20年度の水洗化人口は805,397人で水洗化率は93%、平成15年度の88%に比べ5ポイント増加し、非水洗化人口は64,926人、約7%で平成15年度の12%に比べ5ポイント減少した。

水洗化人口のうち、下水道人口が435,641人(50%)、平成15年度の42%から8ポイント増加、浄化槽、コミュニティプラント人口が369,756人(42%)、平成15年度の46%から4ポイント減少となっている。

し尿処理施設で処理された、浄化槽汚泥やし尿は170,490kL(平成15年度175,685kL)、自家処理されたものは、3kL(平成15年度252kL)であり、下水道処理への移行により、ともに減少している。

し尿の処理状況 (単位：人、kL／年)

	平成15年度	平成20年度	伸び率(構成増減)
水洗化人口	778,749	805,397	92.5% 3.4(5.2)
非水洗化人口	106,823	64,926	7.5% -39.2(-38)
し尿処理施設処理量	175,685	170,490	99.9% -3.0
自家処理量	252	3	0.0% -98.8

### 2 課題

事 項	課 題
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存し尿処理施設の老朽化への対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理施設においては衛生的な処理体制は整っていると考えられるが、処理施設が老朽化しているものもある。このため今後の施設整備については、地域の特性や経済性を考慮し、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備計画との整合を図りつつそれぞれの特性を生かして、計画的かつ効率的に整備を行うことにより、し尿及び浄化槽汚泥の処理体制を推進する</li> <li>・浄化槽・コミュニティプラントの適正な維持管理の実施のため法定検査の実施や維持管理状況を把握し、適正な管理を行っていく必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿等の衛生的な処理とともに環境への負荷の低減を行い資源としての利用を推進する必要がある。</li> <li>○浄化槽やコミュニティプラントから排出される汚泥の処理については、堆肥化やメタン発酵等のエネルギー回収を行う汚泥再生処理センター等の複合的な施設の整備を推進する必要がある。</li> </ul>

## II 産業廃棄物

### 1 現状

#### (1) 種類別総排出量

	(単位: 千t/年)				
	平成15年度		平成20年度		伸び率
合計	2,000	%	1,841	%	-8.0
汚泥	997	49.9	924	50.2	-7.3
がれき類	503	25.2	415	22.5	-17.5
動物のふん尿	286	14.3	269	14.6	-5.9
金属くず	54	2.7	45	2.4	-16.7
廃プラスチック類	36	1.8	31	1.7	-13.9
その他	124	6.2	157	8.5	26.6

動物のふん尿、廃プラスチック類には農業廃棄物を含む

平成21年度に実施した山梨県産業廃棄物実態調査(平成20年度実績)の結果によると総排出量は1,841千トンであり、平成15年度の2,000千トンと比較すると約8%減少している。この排出量の減少は、多量排出事業者による産業廃棄物減量等の計画の実施など、各事業所において産業廃棄物の発生抑制への取り組みがなされてきたものと考えられる。

種類別では汚泥が924千トン(総排出量の50.2%)で最も多く、以下、がれき類、動物のふん尿となっている。平成15年度と比較すると全体的に減少しており、特にがれき類は平成10年度と同程度まで約18%減少している。

#### (2) 業種別総排出量

	(単位: 千t/年)				
	平成15年度		平成20年度		伸び率
合計	2,000	%	1,841	%	-8.0
鉱業	448	22.4	311	16.9	-30.6
建設業	541	27.1	458	24.9	-15.3
農業	287	14.4	270	14.6	-5.9
上下水道業	402	20.1	450	24.4	11.9
製造業	302	15.1	318	17.3	5.3
その他	20	1.0	34	1.8	70.0

業種別による総排出量については、建設業が458千トン(総排出量の24.9%)で最も多く、以下、上下水道業、製造業、鉱業となっている。平成15年度と比較すると、上下水道業、製造業が増加したものの、鉱業が約31%、建設業は約15%減少している。

特に下水道の普及に伴い、上下水道業の排出量が平成15年度の402千トンから平成20年度には450千トンに約12%増加している。

#### (3) 処理の状況

	(単位: 千t/年)				
	平成15年度		平成20年度		伸び率(構成増減)
合計	2,000	%	1,841	%	-8.0
	1,598		1,391		-13.0
再生利用量	993	49.7	927	50.4	-6.6 (1.4)
	960	60.1	900	64.7	-6.3 (7.7)
減量化量	751	37.6	762	41.4	1.5 (10.1)
	382	23.9	339	24.4	-11.3 (2.1)
最終処分量	247	12.3	144	7.8	-41.7 (-36.6)
	247	15.5	144	10.4	-41.7 (-32.9)
その他量	8	0.4	8	0.4	0

県内で発生した産業廃棄物は、最終的に再生利用量が927千トン(50%)、減量化量が762千トン(41%)、最終処分量が144千トン(8%)、その他量が8千トンとなっている。

処理状況においては、排出量が増加した下水道汚泥のほとんどが脱水等により減量化されるため再生利用量は減少し、減量化量は増加したが、最終処分量は大きく減少している。

※下段は下水道汚泥を除いた値

その他量は、年度内に発生した廃棄物のうち、処理されずに事業場等で保管等が行われたもの。

## (4) 再生利用量 (種類別)

(単位:千t/年)

	平成15年度		平成20年度		伸び率
合計	993	%	927	%	-6.6
がれき類	476	47.9	407	43.9	-14.5
汚泥	122	12.3	109	11.8	-10.7
金属くず	48	4.8	44	4.8	-8.3
廃プラスチック類	18	1.8	17	1.8	-5.6
紙くず	15	1.5	18	1.9	20.0
家畜ふん尿	253	25.5	259	28.0	2.4
その他	61	6.2	73	7.8	19.7

平成20年度の再生利用量は927千トンとなっており、排出量の減少と下水道汚泥の脱水等による減量化に伴い、平成15年度の993千トンから減少しているが、再生利用率は下水道以外の廃棄物については平成15年度の60%から平成20年度には64%に増加している。これは、各種リサイクル法の整備や事業者における再生利用への取り組みが進んだことによるものと考えられる。

種類別の再生利用量は、がれき類が407千トンと最も多く、以下、動物のふん尿、汚泥などっている。平成15年度と比較すると、がれき類、汚泥が減少している。

業種別の再生利用量については、建設業が433千トンと最も多く、以下、農業、製造業となっている。平成15年度と比較すると、鉱業、建設業は減少し、農業、製造業は若干増加した。

## 再生利用量 (業種別)

(単位:千t/年)

	平成15年度		平成20年度		伸び率
合計	993	%	927	%	-6.6
鉱業	61	6.1	36	3.9	-41.0
建設業	494	49.8	433	46.7	-12.3
農業	253	25.5	259	28.0	2.4
上下水道業	32	3.2	28	3.0	-12.5
製造業	139	14.0	144	15.5	3.6
サービス業	5	0.5	2	0.2	-60.0
卸・小売業	8	0.8	4	0.4	-50.0
その他	1	0.1	21	2.3	2000

## (5) 最終処分量

(単位:千t/年)

	平成15年度		平成20年度		伸び率
合計	247	%	144	%	-41.7
がれき類	21	8.5	3	2.1	-87.5
汚泥	181	73.3	125	86.8	-30.9
金属くず	2	0.8	1	0.7	-50.0
紙くず	0	0.0	0	0.0	0.0
家畜ふん尿	23	9.3	0	0.0	皆減
その他	20	8.1	15	10.4	-25.0

平成20年度の最終処分量は144千トンであり、各種リサイクル法の整備や排出事業者及び処理業者の取り組みにより削減が進んでいる。

最終処分量を種類別に見ると、汚泥が125千トンで最も多く、最終処分量の86.8%を占めている。平成15年度と比較すると、全ての種類で減少している。特にがれき類と家畜ふん尿の減少が顕著であり、リサイクルの推進による有効利用が一層進んだと考えられる。

特に、建設業、農業で大きく減少している。

## 最終処分量 (業種別)

(単位:千t/年)

	平成15年度		平成20年度		伸び率
合計	247	%	144	%	-41.7
鉱業	176	71.3	119	82.6	-32.4
建設業	32	13.0	7	4.9	-78.1
農業	23	9.3	0	0.0	皆減
上下水道業	0	0.0	0	0.0	0.0
製造業	14	5.7	14	9.7	0.0
サービス業	1	0.4	1	0.7	-60.0
卸・小売業	1	0.4	2	1.4	100.0
その他	0	0.0	1	0.7	皆増

## 2 課題

事項	課題
発生抑制	<p>○産業廃棄物の排出量については、本県では8%減少しており、発生抑制は進んでいると考えられるが、産業廃棄物の排出量については、経済状況等社会情勢に大きく影響を受けることから、今後も継続して次のような発生抑制に向けた取り組みを進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者等の発生抑制に向けた取り組みの促進</li> <li>・ISO14001 やエコアクション21等の環境マネージメントシステムの導入への取り組み</li> <li>・排出事業者に対する意識啓発活動等の取り組み</li> <li>・中小企業等排出者の環境対策技術開発の取組支援</li> </ul>
再生利用	<p>○排出量の減少により再生利用量は減少傾向にあるが、再生利用率は、再生材の公共事業での積極的な活用や排出事業者及び処理業者の3Rへの取り組み意識の向上により増加している。一方で汚泥は、建設資材やセメント原料などに利用され再生利用が進んでいるが、社会経済情勢の変化により、需要の減少のため再生利用が減少するおそれもある。</p> <p>○このため、さらなる再生利用の推進のためには、再生処理対象物の拡大及び利用先の確保等、主に次の取り組みの推進が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用しやすい廃棄物排出のための製造段階からの取り組みの推進</li> <li>・再生利用を前提とした事業場内の廃棄物排出形態の見直しの推進</li> <li>・再生処理物の利用拡大の取り組み</li> <li>・新たな再生利用のための施設整備の推進</li> </ul>
減量化	<p>○再生利用が目標以上に進んでいること、下水道汚泥が予測ほど増加していないことから、全体では中間処理による減量化は目標を下回っている。下水道汚泥を除了したもので評価すると、施設の機械設備の性能向上等により減量化が進み、年次目標を上回っているが、排出量の減少に関わらず減量化量は増加していることから、今後は、まず第一に焼却対象物の再生利用への転換を推進することとし、やむを得ず焼却する場合においても、焼却時の廃熱利用の促進等の取り組みを進めていくことが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用への一層の転換</li> <li>・中間処理する場合においてはサーマルリサイクルの推進等</li> </ul>
最終処分	<p>○最終処分量については、各種リサイクル法に基づく排出事業者及び処理業者のリサイクル等の取り組みにより削減が進んでいるが、今後さらなる削減と自県内処理の推進のために次の事項について検討し、推進していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分量の更なる削減への取り組み</li> <li>・焼却灰等を含めた廃棄物を将来にわたって適正に自県内で処理できるよう公共関与による次期最終処分場の整備を推進</li> <li>・山梨県環境整備センターの活用</li> </ul>
有害廃棄物対策	<p>○アスベスト廃棄物は、高度成長期に建設された建物の建て替え時期を迎えることから、今後増加することが予想される。また、P C B廃棄物については処理期限が設定されていることから、適正な処理体制の確保が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト廃棄物等の適正処理への取り組み</li> <li>・「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったP C B廃棄物処理への取り組み</li> </ul>

### III 廃棄物不法投棄の状況

#### 1 現 状

不法投棄新規確認件数と新規確認量

	新規確認件数	一般廃棄物	産業廃棄物	新規確認量( t )	一般廃棄物	産業廃棄物
平成16年度	945	—	—	630	—	—
平成17年度	1,213	—	—	605	—	—
平成18年度	1,165	1,130	30	935	633	302
平成19年度	815	737	78	564	181	383
平成20年度	902	817	85	1,218	616	602

新規確認量：年度内に新たに確認された廃棄物の投棄量。以前から確認されていた場所の投棄量が増加した場合は、量のみ加算。

上記は、各林務環境事務所で確認・把握した数値である。廃棄物の種類別の集計は平成18年度から実施

不法投棄の新規確認量は各年度でばらつきがあり、平成20年度の新規確認量が突出しているのは、2件の大規模案件で約700トンを占めているためである。

一方、不法投棄の新規確認箇所数は、平成17年度に大幅に増加して以降、減少傾向であったが、平成20年度に増加に転じている。

平成20年度の不法投棄を廃棄物の種類別にみると、新規確認量で約5割の一般廃棄物が、箇所数では約9割を占めており、小規模な不法投棄が多くなっている状況である。

#### 2 課 題

事 項	課 題
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の不法投棄については、県警や市町村など関係機関との連携を図る中で、不法投棄事案への迅速な対応、監視パトロールなどに積極的に取り組むとともに、廃棄物対策連絡協議会が行う廃棄物の撤去等に対して支援を行ってきたところであるが、依然として後を絶たない状況である。今後も、地上デジタルテレビや省エネ家電製品等への買替えに伴い、家電等の不法投棄の増加が懸念されることから、県民も含めた不法投棄等に対する監視体制の強化、不法投棄防止や適正処理に向けた啓発など、引き続き不法投棄対策を推進していく必要がある。</li> <li>○また、悪質な不法投棄事案については、廃棄物処理法に基づく行政処分や刑事告発など厳しい措置を講じていく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュフェスト制度や廃棄物運搬車両表示の徹底など産業廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策の推進</li> <li>・県境を越えた不適正処理の監視、未然防止対策や早期発見、現場での即応体制の強化など、近県や市町村、県民も含めた体制整備の強化</li> </ul> </li> </ul>

## 一般廃棄物についての要因分析

項目		市町村からの回答を基にした要因分析
排出量	生活系ごみ	<p>○ 増加している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年から平成18年にかけて甲府市、山梨市、笛吹市、北杜市、中央市、上野原市、甲州市が現在の状況に合併したことにより、小規模町村の自家処理が市の処理に出されたこと。（H17自家処理量1,916トン→H18自家処理量17トン ※自家処理量は排出量には含まれない）</li> <li>・平成13年4月からの野焼き処理の禁止や平成14年12月からの小型焼却炉の設備基準が厳しくなったことから自家処理が抑制され、その後の指導の強化により市町村への排出量が増加したことから、県全体では平成18年度までは横ばいを繰り返しながら増加。</li> </ul> <p>○ 減少している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度から平成20年度にかけて、多くの市町村（11市町）で指定ごみ袋制度を導入したことにより、発生抑制や減量の取組みが進んだ。</li> <li>・ミックス紙やその他プラスチック等の分別収集品目の拡大に伴い、分別品目に合った詰め替え用製品の購入や、ごみになる製品の購入を控えるなど排出そのものの抑制に繋がった。</li> <li>・平成19年4月施行の改正容器包装リサイクル法により、小売業者のレジ袋等の容器包装廃棄物の排出抑制の取組みが求められ、本県でも平成20年6月末からレジ袋削減のため、全県下の協定参加事業者でレジ袋の無料配布が中止された。（平成20年7月～平成21年3月レジ袋辞退枚数5,607万枚 削減量647トン）</li> <li>・家電リサイクル法の浸透により、粗大ごみや不燃ごみとして排出されたものがリサイクルルートで回収されている。</li> <li>・市町村合併によるごみ減量や分別に対する取組みの統一や強化</li> </ul>
	事業系ごみ	<p>○ 増加している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集場所へ生活系ごみとともに持ち込まれていた事業系ごみについて、持込禁止の徹底を図り事業系ごみとしての排出が徹底されてきたため。</li> <li>・大型店舗の開店や事業所の増加</li> <li>・事業系ごみにおける分別の不徹底</li> <li>・平成13年4月からの野焼き処理の禁止や平成14年12月からの事業所の小型焼却炉の焼却設備の基準が厳しくなり使用できなくなったことから市町村への処理に出され平成16年度までは排出量が増加。</li> </ul> <p>○ 減少している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業のごみ減量化の取り組みの進展。</li> <li>・食品リサイクル法により、食品関連事業者に対し平成18年度までに食品廃棄物のリサイクル実施率を20%以上に引き上げることを目標とするよう義務づけられたことにより、平成17年度は県内の飲食店やホテル、食品メーカーなどで生ごみ処理機の導入が広がり、排出ごみの40～50%を占める生ごみの削減が進んだ。また平成19年12月施行の改正食品リサイクル法により、コンビニなどのフランチャイズチェーンも対象に減量とリサイクルの取組みが強化された。</li> <li>・景気低迷による事業活動の低迷と事業者の収入に繋がる資源ごみの減少</li> </ul>
再生利用		<p>○ 低下している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化可能な資源ごみの排出量、収集量の減少。</li> <li>・排出量の減少に伴う処理施設等での資源化量の減少。</li> <li>・事業系資源ごみが、古紙等資源回収業者等により回収され、市町村での回収量が減少したため。</li> </ul> <p>○ 上昇している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集品目の増加と分別の取組み強化</li> <li>・リサイクルステーションの増設やミックス紙等の分別収集のモデル地区指定等によりリサイクルの取組みの推進</li> <li>・住民意識の向上</li> </ul>
最終処分		<p>○ 増加している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出量の増加と資源ごみの分別の不徹底</li> <li>・平成18年7月に溶融スラグにJIS規格が制定されたことにより、JIS不適合の溶融スラグが埋立処分されたため。</li> </ul> <p>○ 減少している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の取組みやリサイクルの推進</li> <li>・焼却灰の資源化の取組み</li> </ul>
ごみ処理経費		<p>○ 1t当たりごみ処理経費が増加している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の高度化や老朽化による維持管理費用の増加</li> <li>・他自治体施設での処理や民間業者への収集、委託処理に変更したため</li> <li>・分別収集の取組みが進む反面、分別収集にかかる費用の増加</li> </ul> <p>○ 1t当たりごみ処理経費が減少している主な原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル意識の浸透による分別排出により、処理費用の減少</li> <li>・リサイクルステーションの設置による選別費用の減少</li> </ul>

## 産業廃棄物についての要因分析

項目	要因分析
排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加している主な原因           <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業 厳しい経済情勢の中で、国の経済対策等により平成20年度までは景気回復基調にあり、製造業の生産量が増加し、製造業全体としての排出量は増加したと考えられる。</li> <li>・上下水道 下水道の整備に伴い、一般家庭のし尿処理が浄化槽から下水道に移行しているため、主に下水道からの汚泥の発生量が増加した。</li> </ul> </li> <li>○減少している主な原因           <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業 近年の経済状況や国や県の公共事業費の段階的縮減により、建設工事自体は減少傾向にあり、それに伴い排出量も減少した。今後も公共事業を中心に建設業からの減少傾向は続くと見込まれる。</li> </ul> </li> </ul>
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出量の減少により再生利用量は減少傾向にあるが、再生利用率は、各種リサイクル法に基づく取組みが進み、再生材の公共事業での積極的な活用や排出事業者及び処理業者の3Rへの取り組み意識の向上により増加している。</li> <li>○ 種類別の再生利用量は、平成15年度と比較すると、建設工事の減少によりがれき類は減少しているが、建設リサイクル法による取組みにより割合では407千トンと最も多く、以下、動物のふん尿、汚泥となっている。平成15年度と比較すると、がれき類、汚泥が減少している。</li> <li>○ 業種別の再生利用量については、建設リサイクル法による取組みにより建設業が433千トンと最も多く、以下、農業、製造業となっている。平成15年度と比較すると特に農業分野では、排出量は減少しているが堆肥化等の取組みにより再生利用量は増加している。</li> </ul>
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成15年度と比較すると、全ての種類で減少している。特にがれき類の減少が顕著であり、リサイクルの推進による有効利用が一層進んだと考えられる。</li> <li>○ 特に、建設業での建設リサイクル法による再生利用の取組みにより、最終処分量が減少している。</li> </ul>

## 廃棄物総合計画の数値目標の達成状況等について

年 度	山梨県廃棄物総合計画(千t/年)				国の基本方針(百万t/年)					平成20年度における評価					
	基準年 H15	目標年 H22	H20		基準年 H9	中間目標年 H17	目標年 H22	H20		目標の達成状況 H20実績値-H20目標値	・全国の達成状況との比較 本県-全国	課 题			
			年次目標値	実績値				年次目標値	実績値						
一般廃棄物	排出量	348	312	322	328	53	51	49	50	48	1ポイント	全国-3ポイント 本県 1ポイント 全国との比較 +4ポイント	基準年に対して平成19年度までの削減率は-2.6%であったが、平成20年度は約-6%に達し、目標には届かないものの、排出削減が進んできている。今後も、目標達成に向け発生抑制のための取組を継続し、ごみ処理有料化等の手法も検討していく必要がある。		
		-10.3%	-7%	-6%		-4%	-8%	-6%	-9%		(→)				
	再生利用量 再生利用率	61	87	80	60	5.9	10	12	11	10	-6ポイント	全国 20% 本県 19% 全国との比較 -1ポイント	再生利用については目標を6ポイント下回っており、全国の20%と比較しても再生利用が進んでいない状況にある。目標達成には、今後も市町村でのごみ分別の周知徹底や循環的利用の啓発、リサイクルの取組への支援のため分別回収拠点や機会の増加を図っていく必要がある。		
		17%	28%	25%	19%	11%	20%	24%	22%	20%	(↓)				
	上記と同様に旧計画の目標値を1年前倒して引き継ぎ、平成15年度の排出量に対し、平成22年度には312千トンへ10.3%削減することを目標。														
	中間処理による減量化 減量化率	255	202	217	239	35	34	31	32	33	+6ポイント	全国 68% 本県 73% 全国との比較 +5ポイント	排出量の減少に伴い減量化量も減少しているが、減量化率も全国に比べて高い状況にある。目標達成には、中間処理による減量化量を削減し、再生利用率の向上を一層進める必要がある。		
		74%	65%	67%	73%	66%	67%	63%	64%	68%					
	旧計画の目標値を1年前倒して引き継ぎ、再生利用率の増加や最終処分量の減少などを総合的に考慮し中間処理による減量化率を平成15年度の74%から65%へ目標設定。														
	最終処分量 最終処分率	32	23	26	29	12	7.7	6.4	7	5	+1ポイント	全国 12% 本県 9% 全国との比較 -3ポイント	目標に比べると最終処分量、率とも高い状況にあり、今後計画目標を達成していくには、排出抑制による減量化とともに、再生利用への取組を進めていく必要がある。		
		9%	7%	8%	9%	23%	15%	13%	14%	12%	(↓)				
	ごみの発生抑制や再生利用等の推進、ごみ処理施設の広域化により処理性能が向上することなどにより、最終処分量を平成15年度の32千トンから23千トン、最終処分率を9%から7%に削減することを目標。														

## 各主体の行動目標

年 度	山梨県廃棄物総合計画				第2次循環型社会形成推進基本計画					平成20年度における評価					
	基準年 H15	目標年 H22	H20		基準年 H12	目標年 H27	H20		目標の達成状況 H20実績値-H20目標値	課 题					
			年次目標値	実績値			年次目標値	実績値							
一般廃棄物	1人1日当たりの生活系ごみの排出量※1(g/人日)	737	663	684	708	H12比	654	520	583	561	+3ポイント	国と本県では指標が違うため、本県の指標に直した場合 全国 670g(H15-9.3%) 本県 708g(H15-3.9%)	平成15年度の737gから、平成20年度の708gへと4%、29g減少した。全国の状況を本県の指標と同様に算出すると、平成15年度から平成20年度にかけて、9.3%、69gの減少である。平成22年度までの削減目標-10%に向けては、従前から進めてきた取り組みを一層推進するとともに、発生抑制のための取り組みを強化する必要がある。		
		-10%	-7%	-4%			-20%	-11%	-14%		(↑)				
	事業系ごみの総量(事業系一般廃棄物)(千トン/年)	94	75	80	88	H12比	17,990	14,400	16,080	14,003	+4ポイント	全国 対前年-7.2% H15比-17.4% 本県 対前年-9.0% H15比-9.9%	基準年に対して平成19年度までの削減率は-1%であったが、平成20年度は-6.4%に達し排出削減が進んできているが、目標値に比べ削減が遅れることから、今後も目標達成に向け発生抑制のための取組を継続していく必要がある。		
		-20%	-14%	-6%			-20%	-11%	-22%		(↓)				
事業系一般廃棄物排出量20%削減															

※1:県廃棄物総合計画:(ごみ総排出量-事業系ごみ排出量-集団回収量)/総人口/年日数

国循環型社会形成推進基本計画:(ごみ総排出量-事業系ごみ排出量-集団回収量-資源ごみ排出量)/総人口/年日数

項 目	基準年 H17	目標年 H22	H21 実績	市町村は区域内の一般廃棄物の減量について、住民、事業者の取り組みを促進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を行う責任を有している。 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。									
策定済市町村数/全市町村数	18/38	27/27	22/27										
市町村一般廃棄物処理計画策定率(%)	47	100	81										

年 度	山梨県廃棄物総合計画(千t/年)				国の基本方針(百万t/年)					平成20年度における評価					
	基準年 H15	目標年 H22	H20		基準年 H9	中間目標年 H17	目標年 H22	H19		・目標の達成状況 H20実績値-H20目標値	・全国の達成状況との比較 本県-全国 H19実績		課 题		
			年次目標値	実績値				年次目標値	実績値						
産業廃棄物	排出量	2000	2302	2215	1841	410	439	458	446	419	-19ポイント	全国 -7ポイント 本県 -14ポイント H20 -19ポイント	下水道汚泥を除いた値 +0ポイント (→)	排出量については、全国では増加・横ばい傾向にあるなかで、本県では8%減少している。 下水道汚泥が予測ほど増加していないことから、これを除いたもので評価すると、概ね年次目標どおり進捗しており、今後も発生抑制の取組を継続して推進していく。	
	下水道汚泥を除いた値	1598	1297	1383	1391										
		-18.8%	-13%	-13%											
		下水道汚泥の急増により排出量自体は増加するが、これを除いた場合は産業廃棄物実態調査による予測ではH15年度に比べ-18.8%となることから、全体予測値2,302千トンを目標値とする。													
	再生利用量	993	921	941	927	168	205	217	205	219	+7ポイント	全国 52% 本県 50% H20 50%			
	再生利用率	50%	40%	43%	50%	41%	47%	47%	46%	52%	+3ポイント	下水道汚泥を除いた値 +3ポイント (→)			
	下水道汚泥を除いた値	960	808	851	900										
	再生利用率	60%	62%	62%	65%										
		産業廃棄物実態調査による予測値921千トン(40%)を目標値とする。下水道汚泥以外ではH15年度に比べH22年度は62%へ2ポイント増加すると予測。													
	中間処理による減量化	751	1213	1080	762	175	197	211	202	180	-8ポイント	全国 43% 本県 40% H20 41%	下水道汚泥を除いた値 -3ポイント (→)	再生利用が目標以上に進んでいること、下水道汚泥が予測ほど増加していないことから、全体では中間処理による減量化は目標を下回っている。下水道汚泥を除いたもので評価すると概ね年次目標どおりだが、排出量の減少に比べ減量化量は減っていないことから、今後は焼却対象物の再生利用や焼却時の廃熱利用の促進等の取り組みを進めいくことが必要となる。	
	減量化率	38%	53%	49%	41%	43%	45%	46%	45%	43%					
	下水道汚泥を除いた値	382	321	338	339										
	減量化率	24%	26%	24%	24%										
		下水道汚泥の脱水等により減量化量は増加すると予測され、産業廃棄物実態調査による予測値1,213千トン(53%)を目標値とする。それ以外はH15年度に比べH22年度は26%へ2ポイント増加すると予測。													
	最終処分量	247	161	186	144	66	36	30	38	20	0ポイント	全国 5% 本県 10% H20 8%	下水道汚泥を除いた値 -3ポイント (→)	最終処分量については目標を上回って削減が進んでいる。最終処分率については目標どおり、下水道汚泥を除いた場合は目標を上回って削減しており引き続き再生利用・中間処理を推進することにより目標を達成していく。	
	最終処分率	12%	7%	8%	8%	16%	8%	7%	9%	5%					
	下水道汚泥を除いた値	247	161	186	144										
	最終処分率	15%	12%	13%	10%										
		国の基本方針をふまえH15の最終処分率12%からH22には国目標値である7%になるよう目標を設定。													
	その他※	8	7	8	8										

※ 産業廃棄物のその他は、年度内に発生した廃棄物のうち、処理されずに事業場等で保管等が行われたものを示す。

## 各種施策の実施状況

### ① 一般廃棄物関係

発生抑制	事業名 ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン	環境創造課
	消費や排出段階でのごみの減量とリサイクルの推進を図るため、環境の日(6月5日)を中心とする「やまなし環境月間」中に、県及び市町村が主体となり啓発物品を配布した。	
	・実施場所：甲府駅南口広場及び県内各地(JR駅、観光地、大型小売店等)	
	事業名 マイバッグキャンペーンの推進	環境創造課
	レジ袋の削減とごみに関する意識啓発を図るため、「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」参加事業者のレジ袋無料配布中止を広報し、マイバッグ等の持参を呼びかけるキャンペーンを実施した。	
循環的利用	・甲府駅前キャンペーン H21. 6. 1	
	・3R推進月間(10月)キャンペーン 協定参加店舗でのマイバッグキャンペーンポスター掲示	
	・店頭キャンペーン(東山梨地域スーパー・マーケット) H22. 3. 18	
	・マイバッグ持参率 87.1%(H22. 3 現在)	
	事業名 ノーレジ袋事業の推進	環境創造課
循環的利用	レジ袋の削減のため、「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結し、レジ袋を有料化する事業者の取り組みを支援するとともに、やまなし環境活動推進ネットワークフォーラムにおいて、レジ袋削減の必要性等を啓発するために講演会を開催した。	
	・第3回協定締結式(H21. 5. 26) 協定参加事業者 11事業者 1組合 347店舗 (第1回～第3回協定締結事業者 37事業者 1組合 465店舗)	
	・やまなし環境活動推進ネットワークフォーラム(H22. 1. 23)	
	・レジ袋辞退枚数(累計) 13,704万枚(H20. 7～H22. 3)	
	事業名 環境家計簿の取り組みの推進	環境創造課
循環的利用	「環境家計簿」の取り組みを通して、日常生活での二酸化炭素の排出量を確認し、ごみの減量化を呼びかけるなど、環境にやさしいライフスタイルへの見直しを促した。	
	・取組項目：電気、ガス、自動車燃料、水道、灯油	
	事業名 ごみ減量化やまなしモデルの推進	環境創造課
	「ごみ減量化やまなしモデル」に基づき、地域の実情に応じた減量化への取り組みの実施を促すため、ホームページを活用し、モデルの周知を図るとともに、環境保全活動支援事業により、市町村等の取り組みに対し支援した。	
	・リサイクルステーションの設置 等	
循環的利用	事業名 環境学習指導者派遣事業(やまなしエコティーチャー)	環境創造課
	企業やNPOなどの活動実績や一定以上の身近な環境や地球環境問題等に対する知識や資格を有する者を募集し、養成研修を行ったうえで、民間団体などが開催する研修会等に講師として派遣した。	
	・養成研修を終了した新規環境学習指導者(エコティーチャー)の登録者数 20名(計41名)	
	・エコティーチャー派遣実績 40回 (うち、ごみ減量化・リサイクル推進に関する研修会等への派遣 12回)	

発生抑制	事業名 エネルギー教育推進事業	義務教育課
	「小中学校エコ活動推進キャンペーン～地球のエネルギーを考えよう」を展開し、省資源・省エネ活動を行い、エネルギーの無駄遣いをなくすとともに、廃棄物の減少の普及啓発を図った。	
	・県内小学校でのリサイクル活動 H21:96.5% (H20:96.0%)	
	・県内中学校でのリサイクル活動 H21:93.5% (H20:79.6%)	
	事業名 事業系一般廃棄物の減量化の推進	環境整備課
循環的利用	「事業系一般廃棄物減量化指針」に基づき、取り組みの実施を促すため、ホームページを活用し、指針の周知を図った。	
	事業名 環境マネジメントシステムの導入支援	産業支援課
	廃棄物の減量を図るため、環境ISO認証取得をしようとする中小企業者等へ専門家を派遣し、認証取得支援を行った。	
	・支援内容 専門家派遣経費の2/3助成	
	・専門家派遣先 H21:0社 (H20:1社)	
循環的利用	事業名 環境対策技術研究開発の支援	産業支援課
	環境保全に資する製品の創出を図るために、地場中小企業者等が行う、新技術や新製品の研究開発に対し支援した。(ものづくり産業支援事業費補助金)	
	・環境・新エネルギー関連分野の研究開発 H21:1件 (H20:1件) 省エネや製品の長寿命化に係る研究	
	事業名 やまなし環境マネジメントシステムの推進	環境創造課
	県独自の環境マネジメントシステムを用いた、庁舎・施設内での省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、リサイクル活動等、環境保全に関する職員の取り組み等を推進することにより、システム全体の目標項目としたCO <sub>2</sub> 排出量の削減目標は達成した。	
循環的利用	・個別項目の目標達成状況 目標達成:6項目(電気、軽油、A重油、水道、コピー用紙、可燃ごみ) 目標未達成のうち改善:3項目(都市ガス、LPガス、リサイクル率) 目標未達成のうち未改善:2項目(ガソリン、灯油)	
	事業名 グリーン購入の推進	出納局管理課
	平成14年度に策定した「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」に基づき、廃棄物の発生を抑制するため、再使用・リサイクルが可能な製品、廃棄時の処理や処分が容易である製品の購入推進を図った。	
	・H21特定調達品目:15分野146品目 (H20:15分野144品目 (99.3%購入))	
	事業名 容器包装廃棄物の分別収集の促進	環境創造課
循環的利用	びん、缶等の容器包装の分別収集を促進し、ごみの減量化・リサイクルの推進を図るため、市町村担当者及び関係団体会員を対象とした研修会に出席し、普及・啓発のための説明を行った。また、ホームページを活用し、分別収集について周知を図った。	
	事業名 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進	環境創造課
	家電リサイクル法に基づき特定家電機器のリサイクルを促進するため、市町村と連携し、リサイクルシステムについて各種情報提供を行った。また、環境省各種調査を取りまとめ、山梨県電気商業組合主催の「くらしの電化懇談会」で消費者団体等に説明を実施した。	

循環的利用	事業名 ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援 環境創造課	地域の実情に即した市町村等のごみ減量化の促進を図るため、市町村等が実施するごみ減量化リサイクル推進事業、地球温暖化対策事業、環境教育推進事業に対し支援した。(環境保全活動支援事業費補助金) ・H21:9市町1団体 9,516千円(H20:8市町 8,783千円) うち、減量化リサイクル推進事業は、6市町1団体 7,552千円
	事業名 県内リサイクル製品の利用促進(山梨県リサイクル製品認定制度) 環境創造課	廃棄物の再生利用を推進するため、県内の再生資源を利用して製造された物をリサイクル製品として認定し、認定製品の各合同庁舎における展示、ホームページへの掲載、リーフレットの作成、配布を行った。 ・H22.4現在 認定数:44製品
	事業名 環境保全型農業の推進 農業技術課	環境にやさしい農業を推進し、環境保全と生産性を調和させた持続性の高い農業の確立、環境への負荷軽減を図る取り組みを着実に推進するため、「山梨県環境保全型農業推進協議会」を開催する等、化学肥料・化学合成農薬低減に向けた栽培技術が県内農家に浸透し、産地ぐるみでの取り組みが拡大している。 ・認定エコファーマー H21:7,755名(H20:7,558名)
	事業名 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 環境整備課	市町村等におけるごみ処理を広域的に行っていくため、「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づき、一般廃棄物の焼却施設を段階的に集約する。 ・ごみ処理広域化計画 H20~29年度までの10年間で、焼却施設を10施設から5施設に集約 甲府・峡東地域におけるごみ処理広域化の実現のため、ごみ処理施設建設のための支援を行っている。
	事業名 一般廃棄物処理計画の策定促進 環境整備課	市町村における廃棄物処理の基本となる処理計画であるため、未策定の市町村には早期策定を促すとともに、社会経済情勢の変化等に即した計画となるよう、策定済の市町村に対しても見直しを含め助言を行った。 ・策定市町村数 H22.4現在:22/27(H21:21/28)

適正処分	事業名 公共関与による最終処分場の整備の推進 環境整備課	廃棄物の適正処理を推進するとともに、廃棄物の自県内処理ができるよう、公共関与による廃棄物最終処分場の整備を推進した。 ・明野処分場 H21.5.21 山梨県環境整備センターとして操業開始 ・次期処分場 環境影響評価、基本設計を実施

発生抑制	事業名 多量排出事業者の廃棄物の減量化に係る取り組みの促進 環境整備課	産業廃棄物の発生抑制・適正処理に積極的に取り組む意思のある排出事業者等を「排出抑制取組事業者」と位置付け、ホームページで取組事業者名等を公表するとともに、取組結果や取組状況が優良であると認定した事業者については、「認定事業者」として、ホームページに掲載し、企業のイメージアップに資することで事業者を支援した。 ・申込状況 H21:61社(H20:57社) H21目標の達成状況:91%
	事業名 環境マネジメントシステムの導入支援(再掲) 産業支援課	廃棄物の減量を図るために、環境ISO認証取得をしようとする中小企業者等へ専門家を派遣し、認証取得支援を行った。 ・支援内容 専門家派遣経費の2/3助成 ・専門家派遣先 H21:0社(H20:1社)
	事業名 環境対策技術研究開発の支援(再掲) 産業支援課	環境保全に資する製品の創出を図るために、地場中小企業者等が行う、新技術や新製品の研究開発に対し支援した。(ものづくり産業支援事業費補助金) ・環境・新エネルギー関連分野の研究開発 H21:1件(H20:1件) 省エネや製品の長寿命化に係る研究
	事業名 建設副産物の有効利用の推進 技術管理課	「山梨県建設リサイクル推進計画」に基づき、建設工事において、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊等の建設副産物のリサイクルを推進するため、建設副産物実態調査を行い、実績のフォローアップを行った。 ・建設廃棄物のリサイクル率 H20:98% (H19:99%) ※H19調査は簡易調査
	事業名 木質バイオマスの利用の推進 林業振興課	未利用木質資源をエネルギーとして活用し、林業の活性化と化石燃料の使用削減による地球温暖化防止の取り組みを推進するため、平成21年7月に木質バイオマス利用支援センターを設置し、木質バイオマスに関する情報の収集・発信や展示・相談会等を行い、関係者の調整及び県民への普及啓発を行った。 ・県産材フェア(H21.11.7~8) ・検討会開催 4回

循環的利用	事業名 県内リサイクル製品の利用促進（再掲）	環境創造課
	廃棄物の再生利用を推進するため、県内の再生資源を利用して製造された物をリサイクル製品として認定し、認定製品の各合同庁舎における展示、ホームページへの掲載、リーフレットの作成、配布を行った。	
	・H22.4現在 認定数:44製品	
	事業名 産業廃棄物適正処理に係る啓発活動の推進	環境整備課
	産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、10月の「産業廃棄物適正処理強化月間」の期間中、(社)山梨県産業廃棄物協会に一部事業を委託し、啓発活動を行った。	
	・「県民の日」記念行事イベントの甲府小瀬会場(H21.11.14~15)及び富士吉田会場(H21.10.24)において、「廃棄物なんでも相談コーナー」の開設、産業廃棄物の適正処理に関する啓発パネルや各種リサイクル品の展示等を実施した。	
適正処分	事業名 産業廃棄物に係る検査・監視・指導の推進	環境整備課
	産業廃棄物の適正処理の徹底を図るため、産業廃棄物処理業者等の事業場へ立入調査を行い、関係書類、廃棄物の保管・処理状況、廃棄物処理施設の稼働状況等を検査、監視し、必要な指導を随時行った。	
	事業名 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施	環境整備課
	廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全を図るために、「山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領」に基づき、廃棄物処理施設を設置する場合、法の手続きの前段階において、事業計画内容等の住民への周知や住民意見の事業活動への反映を事業者に指導し、住民との合意形成を図った上で円滑な廃棄物処理施設の設置を推進した。	
	・事前協議書受領件数 H21:6件 (H20:11件)	
	事業名 PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進	環境整備課
	PCB廃棄物の適正処理を推進するため、PCB廃棄物保管事業者等の事業場への立入調査を行い、関係書類、廃棄物の保管状況等の確認を行うとともに、北海道において適切に処理するよう情報提供等を行った。	
	・H20.4から本県が属する北海道事業の処理が開始され、H20に27台、H21に63台のPCB廃棄物であるコンデンサが処理のため搬出された。	
	事業名 産業廃棄物処理業者への啓発・監視・指導の強化	環境整備課
	産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者に対し、許可更新等に伴う現地確認に加え、毎月第4月・火曜日を定期立入検査日として、林務環境事務所毎に立入調査を実施した。また、10月の「産業廃棄物適正処理強化月間」期間中における処理業者への立入検査及び講習会開催による啓発活動を実施した。	
	事業名 公共関与による廃棄物最終処分場の整備の推進（再掲）	環境整備課
	廃棄物の適正処理を推進するとともに、廃棄物の自県内処理ができるよう、公共関与による廃棄物最終処分場の整備を推進した。	
	・明野処分場 H21.5.21 山梨県環境整備センターとして操業開始	
	・次期処分場 環境影響評価、基本設計を実施	

### ③ 不法投棄対策

事業名 監視パトロールの実施等	環境整備課
不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理を未然に防止するため、市町村や警察など関係機関と連携して、不法投棄防止県下一斉合同パトロール、県・県警合同スカイパトロール、山梨・静岡・神奈川県合同富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロール、産廃スクラム29路上調査等を実施した。	
事業名 不法投棄防止施設の設置	環境整備課
林道脇等、現に不法投棄がなされており、放置すると更なる不法投棄のおそれがある場所を選定し、不法投棄防止柵を設置した。(不法投棄未然防止事業費補助金) ・富士・東部林務環境事務所管内 1箇所設置	
事業名 廃棄物対策連絡協議会事業	環境整備課
各林務環境事務所に廃棄物監視員を配置し、廃棄物の不法投棄、不適正処理等のパトロールを実施するとともに、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発を行った。また、管内市町村から要請のあった場所については、重点監視を行うとともに、必要に応じて廃棄物の撤去等も行った。	
事業名 県民総監視体制の推進	環境整備課
不法投棄監視協力員の登録、事業者団体等との情報提供協定を継続するとともに、休日・夜間監視パトロール業務の委託を実施した。 ・不法投棄監視協力員数 1,070名 ・事業者団体等との協定 6事業者 ・休日・夜間監視パトロール 470回実施	
事業名 不法投棄等未然防止支援システムの導入・運用	環境整備課
(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「不法投棄等未然防止支援システム」を導入し、広域化する不法投棄事案に迅速に対応し、広域的な情報共有により不法投棄の未然防止を図るため、本県の不法投棄事案等のデータを既に約300件入力しており、隨時、入力情報を更新した。	



- 県内の廃棄物処理の状況については、これまでの取組に一定の効果があったものの、特に一般廃棄物の排出抑制の取組状況は必ずしも十分とはいえない。
- 次のような基本的な考え方により、次期計画における取組みを検討していく必要がある。
  - ① 廃棄物の発生抑制（リデュース・リユース）、再生利用（リサイクル）をより一層進めるための取組みの検討。
  - ② 循環型社会と低炭素社会との統合に向け、廃棄物処理における地球温暖化対策に配慮した取組みの検討。
  - ③ これらを踏まえ、現在の取り組みに加え、見直しや新たな施策を追加検討していく。
  - ④ 次期計画の目標設定については、これまでの目標達成状況や国の基本方針、全国の状況等を踏まえ、循環型社会の形成に向けての目標を設定する必要がある。

#### 廃棄物処理に関する課題

##### (1) 一般廃棄物

排出量については、基準年平成15年度の348千トンから平成20年度の328千トンで-6%となり、平成18年度から年々減少しているが、今後も発生抑制に向けた一層の取り組みが必要である。

中でも、事業系ごみについては、平成20年度は平成15年度に対し-6.4%に達し、排出削減が進んだが、目標に比べ削減が遅れていることから、今後も目標達成に向け事業者の発生抑制のための取組を促進していく必要がある。

再生利用及び最終処分については量、率とも、横ばい状態であるため、市町村でのごみ分別の周知徹底等、更なる発生抑制や再生利用の推進に向けた取り組みの充実・強化が必要である。

- ・発生抑制と排出削減の取組みの継続と推進
- ・再生利用率が伸び悩んでいることから、循環的利用の一層の推進

##### (2) 産業廃棄物

排出量については、全国では増加・横ばい傾向にあるなかで、基準年平成15年度の2,000千トンから平成20年度の1,841千トンとなり、本県では8%減少している。

下水道汚泥を除いたもので評価すると、平成15年度の1,598千トンから平成20年度の1,391千トンとなり、概ね年次目標どおり進捗している。

再生利用及び最終処分については年次目標を達成している。

このように産業廃棄物については、排出事業者の努力により、概ね目標どおり推移しているが、今後も引き続き発生抑制や再生利用を進めるとともに最終処分量の縮減に向けた取り組みを行っていくことが必要である。

- ・発生抑制と排出削減の継続的な推進
- ・再生利用率の増加と最終処分率の削減の継続的な推進
- ・将来にわたって廃棄物を適正に自県内で処理できるよう最終処分場の確保

##### (3) 不法投棄対策

不法投棄の新規確認量は各年度でばらつきがあり、平成20年度の新規確認量は1,218トンで前年度の564トンに対し突出しているのは、2件の大規模案件で約700トンを占めているためである。

一方、不法投棄の新規確認箇所数は、平成17年度に大幅に増加して以降、減少傾向であったが、平成20年度に増加に転じている。

平成20年度の不法投棄を廃棄物の種類別にみると、新規確認量で約5割の一般廃棄物が、箇所数では約9割を占めており、小規模な不法投棄が多くなっている状況である。

##### ・不法投棄対策の推進と徹底

省エネ製品等への買替えに伴い、不法投棄等不適正処理の増加も予想されることから未然防止、早期対応が必要である。



## 第2次廃棄物総合計画の構成と整理方針（案）

【資料7】

山梨県生活環境の保全に関する条例第61条	廃棄物総合計画の構成	論 点 と 整 理 方 針
○廃棄物の発生抑制等に関する施策についての基本的な方針	○計画策定の趣旨 ・目的 ・背景 ・計画の位置づけ	・廃棄物処理法、県条例両方にに基づく計画
	○基本的事項 ・計画期間 ・計画の対象となる廃棄物等	・5年間（H23～27） ・一般廃棄物、産業廃棄物、不法投棄対策
	○現状と課題 1 一般廃棄物の現状と課題	○現状と課題 1 一般廃棄物 ア 現状 ・平成20年度一般廃棄物処理事業実態調査結果を基に検討 イ 課題 ・発生抑制と排出削減の取組みの継続（H22目標値-10.3% H19実績-2.6% H20実績-5.8%） ・再生利用率の伸び悩み（H22目標値28% H19実績18% H20実績19%） ・発生抑制、循環的利用の推進、最終処分率の削減（H22目標値7% H20実績9%）  1-2 し尿 現状と課題について整理する。
	2 産業廃棄物の現状と課題	2 産業廃棄物 ア 現状 ・平成20年度産業廃棄物実態調査結果を基に検討（平成15年度との比較）  イ 課題 ・発生抑制と排出削減の継続的な推進（H22目標値-18.8% H20実績-12% 下水道汚泥除く） ・再生利用率の増加と最終処分率の削減の継続的な推進 ・将来にわたって廃棄物を適正に自県内で処理できるよう最終処分場の確保
	3 不法投棄対策の現状と課題	3 不法投棄対策 ・現状と課題について整理する。
	○計画の目標	○計画の目標 1 発生抑制・循環的利用・最終処分について数値目標を設定 2 国の定める基本方針の改定（H22.9下旬公表予定）や本県の状況等を考慮して設定  ・これまでの、目標達成状況や全国の状況等を踏まえ、循環型社会の形成に向け目標をどのように設定するか。

○廃棄物等の発生抑制等に関し総合的かつ計画的に講べき施策	○発生抑制のための取組	○発生抑制への取組 1一般廃棄物 ・一般住民、事業者の取組の促進 ・市町村の取り組みの促進 2産業廃棄物 ・多量排出事業者等の発生抑制に向けた取り組みの促進
	○循環的利用のための取組	○循環的利用の推進 ・再使用品、再生利用品の使用促進 ・各リサイクル法（家電、食品、自動車等）に基づく処理の促進 ・汚泥の排出抑制、リサイクルの促進 ・建設廃棄物のリサイクルの促進
	○適正処分のための取組	○適正処分のための取組 ・広域化計画の推進 ・産業廃棄物収集運搬業者指導 ・産業廃棄物処分業者指導 ・将来にわたって廃棄物を適正に自県内で処理できるよう公共関与による次期最終処分場整備推進 ・山梨県環境整備センターの活用 ・不法投棄防止に向け、不適正処理の監視、未然防止対策や早期発見、現場での即応体制の強化など、近県や市町村、県民も含めた体制整備の強化
※ 上記の取組みにあたっては、循環型社会と低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組みを進める必要がある。		
○その他廃棄物等の発生抑制等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	○計画の推進	○各主体の果たす役割 ア県民の取組 ・廃棄物等の発生の抑制 ・循環的な利用 ・資源とならないものの適正な処分への協力 イ事業者の取組 ・廃棄物等の発生の抑制 ・廃棄物等の循環的な利用 ・適正な処分 ・県、市町村が実施する施策への協力 ウ市町村の取り組み ・一般廃棄物の発生抑制や、循環的利用、適正処理のための施策の推進 ・県民、事業者の取組みへの支援 エ県の取り組み ・県民、事業者及び市町村と連携して廃棄物総合計画の推進に努める ○計画の進行管理と環境保全審議会への報告 ○情報等の公表